

令和6年度指導員養成並びに更新に係る講習会等について

* 島根県柔道連盟HPに掲載

2024.6.2 令和6年度理事総会資料

◎令和6年度からの指導員養成及び更新講習に係る主な**改正点***全柔連 HPに掲載事項

・公認柔道指導者資格制度規程、及び指導員資格制度運用規則より

※2024年4月1日（改正）から新規の実施

ポイントは、毎年更新とHPによる自己管理

*2024年度以降、**毎年更新**（*毎年の更新講習の受講による更新）

☞指導者資格有効期限*1年間（毎年4月1日から翌年3月31日まで）

*個人登録及び各資格（審判、指導者、形審査員）登録を行わなかった場合、各種講習会を受講しても資格の取得や更新は不可**※個人で登録システムへの反映**

***準指導員資格の廃止**

1 受講要件

登録、年齢、段位、指導経験等…講習会当日現在で満たしていること

A指導員 満22歳以上四段以上(B指導員資格取得2年以上継続的に指導)

B指導員 満20歳以上三段以上(C指導員資格取得2年以上継続的に指導)

C指導員 **満18歳以上二段以上または教員免許状所持者**

***準指導員資格廃止**

旧制度準指導員(18歳以上二段以上の方は、**C指導員にて指導者資格登録可能**)は、C指導員資格取得をめざす

2 C及びB指導員養成に係る講習会の形式…「面接講義(従来どおり開催)」

更新講習は全柔連が行う「オンデマンド講習会」で更新を推奨します。

しかし島根県では

※今年度、携帯やPCで対応できない方等のため面接型講習会も行います。

(1) 島根県方式…今年度は、年3回実施、1日(4科目)開催

2 ページ目に続く

(2) 推奨は全柔連が行う

「メディア講義(オンデマンド型)」(e-ラーニング)

○日程・・・*2024年5月18日~12月27日

*自分の都合に合わせて24時間いつでも受講可



*受講は全柔連の judo-Member サイトからマイページの会員登録が必要でそこから開始。

3 再有効化

全柔連指導者更新講習会(e-ラーニング)もしくは、県柔連主催面接型更新講習会にて再有効化

***こちら全柔連オンデマンド講習会(e-ラーニング)を推奨**

*ただし、有効であった翌年のみ可能、翌々年度以降の再有効化は不可。

4 更新講習の内容

①コンプライアンス講習 ②審判規程講習 ③安全指導講習 ④トピックス講習の4講義

・・・内容は、オンデマンド講習も面接型も同内容

5 受講記録

県主催の更新講習に係る受講履歴は、主催者島根県で管理及び自己管理

全柔連主催のメディア講義に係る受講履歴は、自動的に登録システムに記録⇒自己管理

6 養成講習会に係るテキスト

各養成講習会で使用するテキスト(Bテキスト、Cテキスト)は、必ず各自で準備(テキストはHPよりDL・印刷)

***県柔連 HP からダウンロードし準備・・・開催要項に詳細は記載**